新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱

平成 17 年 10 月 12 日施行
平成 18 年　４月　１日施行
平成 20 年 12 月　１日施行
平成 28 年　３月 23 日施行
令和　元年　５月　１日施行
令和　３年　４月　１日施行
令和　４年　２月　９日施行
令和　４年　４月　１日施行
令和　７年　３月 27 日施行

（目的）

第１条　この要綱は、県を退職する職員が、県以外の団体（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第４項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人を除く。以下同じ。）に再就職する場合の公正なルールを定めることにより、厳正かつ公正な県行政を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 退職者　知事部局に勤務していた職員（任期付職員を除く。）で退職した者をいう。

⑵ 退職予定者　退職を予定している知事部局の職員（任期付職員を除く。）をいう。

⑶ 民間企業　公益性を有する公社、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人等の法人及び公共性を有する県出資の営利企業を除く営利企業をいう。

⑷ 役員　取締役、監査役、業務を執行する社員、理事その他人事院規則　14-8 を準用する者をいう。

⑸ 職務と利害関係にある民間企業　以下のいずれかに該当する民間企業をいう。

ア　許認可等を受けて事業を行い、又は行おうとしている民間企業

イ　補助金等の交付を受けて交付対象事業を行い、又は行おうとしている民間企業

ウ　立入検査、監査若しくは監察を受け、又は受けようとしている民間企業

エ　不利益処分をする場合の名宛て人となるべき民間企業

オ　法令の規定に基づく行政指導を現に受けている民間企業

カ　契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結し、又は契約の申込みをしようとしている民間企業

キ　司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査を受けている民間企業

（再就職に関する自粛）

第３条　退職者は、次に掲げる事項について自粛するものとする。

⑴ 退職後２年間、民間企業の役員の地位に就くこと。

⑵ 退職後２年間、退職前５年間に担当していた職務と利害関係にある民間企業の地位に就くこと（課長級以上の職員であった者（役職定年及び希望降任により、退職時点では課長補佐級以下の職員（以下「役職定年者等」という。）を含む。）に限る。）。ただし、退職前に別記第１号様式により総務部長に申請し、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として承認を得た場合は、この限りでない。

公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合とは、以下のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合をいう。

ア　当該民間企業との間で職務として携わる事務について、関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合

イ　高度の専門的な知識経験を有する職員が、当該知識経験を必要とする民間企業からの依頼を受けて再就職しようとする場合（職員が当該民間企業に対し、特に密接な利害関係（現に検査等を行っている又は行おうとしている場合、不利益処分をしようとしている場合）にある場合を除く。）

ウ　当該民間企業を経営する親族からの要請に応じ、当該民間企業又はその子法人の地位に就く場合（職員が当該民間企業に対し、特に密接な利害関係（現に検査等を行っている又は行おうとしている場合、不利益処分をしようとしている場合）にある場合を除く。）

エ　一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

⑶ 電力会社（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に定める一般電気事業者及び卸電気事業者をいう。）の地位に就くこと（原子力安全行政を所管する部署の管理職経験を有する、課長級以上の職員であった者（役職定年者を含む。）に限る。）。

（誓約書の提出及び確認）

第４条　県以外の団体に再就職をしようとする退職予定者は、総務部長に対し、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（以下「法」という。）、職員の退職管理に関する条例（平成 27 年新潟県条例第 54 号）（以下「条例」という。）及びこの要綱を遵守する旨の誓約書を別記第２号様式により事前に提出するとともに、総務部長の確認を受けなければならない（前条第２号の承認を得た場合を除く。）。

（県の責務）

第５条　県は、県以外の団体に再就職しようとする退職予定者に対し、法、条例及びこの要綱の規定について十分に説明し、指導及び徹底を図るものとする。

（県以外の団体に対する説明等）

第６条　県は、退職者を採用しようとする県以外の団体に対し、法、条例及びこの要綱の趣旨を十分に説明するとともに、遵守するよう協力を要請し、徹底を図るものとする。

（再就職状況の公表）

第７条　職員の再就職に関する透明性の確保のため、退職者のうち課長級以上の職員であった者（役職定年者等を含む。）については、氏名、退職時の職名、再就職先及び再就職先における地位等について公表を行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、再就職の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和７年３月 27 日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 28 年３月 23 日から施行する。

（関係通知の廃止）

２　「職員の再就職の取り扱いについて」（平成 14 年 11 月 28 日人第 522 号副知事通知）及び「職員の再就職の取扱いについて」（平成 19 年２月 14 日人第 594 号総務管理部長通知）は、廃止する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成 17 年 10 月 12 日から施行し、平成 17 年度末の退職者から適用する。

（関係通知の廃止）

２　「再就職の取扱いについて」（平成６年１月５日人第 759 号副知事通知）及び「職

員の再就職の具体的取扱いについて」（平成６年１月５日人第 759 号の２総務部長通知）は、平成 17 年 10 月 12 日限り廃止する。

別記第１号様式

再 就 職 承 認 申 請 書

年　月　日

総務部長　様

以下のとおり再就職したいので、承認されるよう申請します。

１　申請者

所　属			
職・氏名			
離職前５年間の在職状況	所属・職	在職期間	職務内容
		年　月　日～ 年　月　日	
		年　月　日～ 年　月　日	
		年　月　日～ 年　月　日	
		年　月　日～ 年　月　日	
		年　月　日～ 年　月　日	

２　再就職予定企業

企業概要	名　称		代　表　者 （役職・氏名）	
	本社所在地	〒	業　種 （事業内容）	
	資　本　金	千円	従　業　員　数	
勤務条件	役　職　名		採用予定日	年　月　日
	職務内容		勤　務　地	
	勤務時間			
	予定年収	千円	（内訳）	給料月額：　円 役職手当：　円・％ 賞　与：　月分・円
	任期又は定年	年　又は　歳まで		

３　申請者の職務と再就職予定企業との関係	**ア　共通事項** （１）利害関係の有無　　□ 有　□ 無 （２）利害関係の区分（以下、（１）が「有」の場合について記入） □ 許認可等　（ア）　□ 補助金等（イ）　□ 検査等（ウ） □ 不利益処分（エ）　□ 行政指導（オ）　□ 契約　（カ）　□ 捜査（キ） （利害関係の具体的内容） （３）申請者の裁量の程度 （具体的内容） **イ　特に密接な利害関係の有無** □申請者が、再就職予定企業に対し、現に検査等を行っている又は行おうとしている □申請者が、再就職予定企業に対し、不利益処分をしようとしている （特に密接な利害関係の具体的な内容） □申請者と再就職予定企業との間に、特に密接な利害関係はない

4　公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる状況	□ア　再就職予定企業との間で携わる事務について、職員の裁量の余地が少ない
	□イ　高度の専門的な知識経験を有する職員が再就職予定企業からの依頼を受けて、その知識経験を必要とする地位に就こうとする場合 （高度の専門的な知識経験の内容） （企業からの依頼内容） （１）予定される地位の名称及び業務内容（詳細） （２）必要とされる高度の専門的な知識経験の内容
	□ウ　家業を継ぐ場合 （１）親族の氏名（ふりがな） （２）続柄
	□エ　一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合 （１）公募期間　　年　月　日　～　年　月　日 （２）公募方法　□新聞、雑誌その他の刊行物に掲載 □ホームページに掲載 □その他（　　） （３）選考方法　・選考委員会の有無　□有　□無　□不明 ・選考委員会等における社外委員の有無　□有　□無　□不明

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

承認を受けた再就職の状況について公表することに同意するとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第６節の２の退職管理に係る規定、職員の退職管理に関する条例（平成27年新潟県条例第54号）及び以下の事項を誠実に遵守することを誓約します。

(1) 退職後２年間は民間企業の役員の地位に就かないこと

(2) 職員の退職管理に関する条例第３条の規定に基づき、退職後に再就職した場合、退職後２年間、再就職情報を速やかに任命権者に届け出ること（本書のとおり再就職した場合のほか、退職後２年以内に再就職先が変更となった場合は改めて届け出ること）

氏　　名

部　局　長　意　見	□　承認しても差し支えはない。 □　承認するべきではない。（以下に理由を記載） 職・氏名

別記第２号様式

誓　　約　　書

私は、このたび、下記の団体に再就職することとなりました。

再就職に当たっては、新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱第４条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第６節の２の退職管理に係る規定、職員の退職管理に関する条例（平成 27 年新潟県条例第 54 号）及び以下の事項を誠実に遵守することを誓約します。

(1) 退職後２年間は民間企業の役員の地位に就かないこと

(2) 職員の退職管理に関する条例第３条の規定に基づき、退職後に再就職した場合、退職後２年間、再就職情報を速やかに任命権者に届け出ること（課長級以上の職員であった者（役職定年者を含む。）に限る。なお、本書のとおり再就職した場合のほか、退職後２年以内に再就職先が変更となった場合は改めて届け出ること。）

記

再 就 職 先 団 体 名

再就職に係る役職名

再 就 職 予 定 日　　年　　月　　日

年　　月　　日

総 務 部 長　　様

所属・職

氏　　名